

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p>沿革 (略)</p> <p><u>平成28年10月14日 一部改正</u></p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p>沿革 (略)</p>	
<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I (略)</p>	<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I (略)</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[1] (略)</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[1] (略)</p>	
<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限り、ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。）当たりの保険料率</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。<u>ただし、1といずれか大きい方とする。</u>）を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) ～ (ii) (略)</p>	<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限り、ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。）当たりの保険料率</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) ～ (ii) (略)</p>	

新	旧	備考																
<p>(4) プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、債務者が生み出す生産物を買取る者等（以下(4)において「オフテイカー等」という。）の債務者に対する買取代金等の支払いについてオフテイカー等が所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号りの事由としててん補する場合は、上記(1)の基本保険料率算出式における信用付保率は0.95とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(4) プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、債務者が生み出す生産物を買取る者（以下(4)において「オフテイカー」という。）の債務者に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号りの事由としててん補する場合は、上記(1)の基本保険料率算出式における信用付保率は0.95とする。</p> <p>5 (略)</p>																	
<p>[3] ～ [8] (略)</p>	<p>[3] ～ [8] (略)</p>																	
<p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用事由に係る保険金額あたりの基本保険料率は、<u>危険の程度に応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、投資先国等及び事業地国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損失についててん補する旨の特約（以下本号において「合法的政策変更リスク特約」という。）を付して保険契約を締結する場合は0.85%を加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係る損失のみをてん補する場合は、信用事由に係る保険金額あたりの基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="152 1166 987 1286"> <thead> <tr> <th>案件格 付1</th> <th>案件格 付2</th> <th>案件格 付3</th> <th>案件格 付4</th> <th>案件格 付5</th> <th>案件格 付6</th> <th>案件格 付7</th> <th>案件格 付8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.330%</td> <td>0.440%</td> <td>0.550%</td> <td>0.770%</td> <td>0.990%</td> <td>2.200%</td> <td>5.500%</td> <td>8.800%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 月割計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保険期間の開始日後に送金が行われる場合の当該送金額に</p>	案件格 付1	案件格 付2	案件格 付3	案件格 付4	案件格 付5	案件格 付6	案件格 付7	案件格 付8	0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	5.500%	8.800%	<p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 基本保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用事由に係る保険金額あたりの基本保険料率<u>にあつては</u>、保険年度ごとに0.85%とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月割計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保険期間の開始日後に送金が行われる場合の当該送金額に</p>	
案件格 付1	案件格 付2	案件格 付3	案件格 付4	案件格 付5	案件格 付6	案件格 付7	案件格 付8											
0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	5.500%	8.800%											

新	旧	備考
<p>係る当該送金日を含む保険年度における保険料率は、上記 1 の基本保険料率（上記 2 が適用される場合にあつては、上記 2 において計算された率。以下(2)及び(3)において同じ。）に送金が行われた日の属する月から当該保険年度末の月までの月数を 12 で除して得た数値（小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 株式約款第 34 条第 2 項の規定に基づく請求を行う場合であつて統合先証券（海外投資保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00038）第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）の保険年度の開始月と被統合証券（海外投資保険運用規程第 15 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る、<u>証券統合を行う日（以下「統合日」という。）を含む証券統合後の保険年度（以下「統合保険年度」という。）の保険料率は、上記 1 の基本保険料率に、統合日から統合保険年度の末月までの月数を 12 で除して得た数値（小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。</u></p> <p>4 ~ 5 (略)</p>	<p>係る当該送金日を含む保険年度における保険料率は、上記 1 の基本保険料率（上記 2 が適用される場合にあつては、上記 2 において計算された率。以下(2)において同じ。）に送金が行われた日の属する月から当該保険年度末の月までの月数を 12 で除して得た数値（小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 株式約款第 34 条第 2 項の規定に基づく請求を行う場合であつて統合先証券（海外投資保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00038）第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）の保険年度の開始月と被統合証券（海外投資保険運用規程第 15 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保険年度の開始月が異なるときの、被統合証券の保険金額に係る証券統合後の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p><u>① 証券統合を行う日（以下「統合日」という。）を含む証券統合後の保険年度（以下「統合保険年度」という。）の末月が被統合証券に係る統合日を含む統合前の保険年度（以下「被統合保険年度」という。）末月より早い場合の統合保険年度の翌保険年度における保険料率</u></p> <p>上記 1 の基本保険料率に、<u>12 月から統合保険年度の翌保険年度の開始月から被統合保険年度の末月までの月数を控除した月数を 12 で除して得た数値（小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。）を乗じて得た率</u></p> <p><u>② 統合保険年度の末月が被統合保険年度の末月より遅い場合の統合保険年度における保険料率</u></p> <p>上記 1 の基本保険料率に、<u>12 月から統合保険年度の開始月から被統合保険年度の末月までの月数を控除した月数を 12 で除して得た数値（小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。）を乗じて得た率</u></p> <p>4 ~ 5 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り（以下Ⅲ [4] において同じ。）、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ [4] において同じ。）。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d  信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) c は、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者（以下、<u>[10]</u> において「債務者」という。）が生み出す生産物を買取る者等（以下(4)において「オフテイカー等」という。）の債務者に対する買取代金等の支払いについてオフテイカー等が所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の表のとおりとし、その他の場合は、1.0 とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 上記の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について規定する資源エネルギー総合保険B特約（以下 [10] において「B特約」という。）又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成 19 年 6 月 21 日 07 - 制度 - 00026）に規定す</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り（以下Ⅲ [4] において同じ。）、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ [4] において同じ。）。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d  信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) c は、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者（以下、<u>[10]</u> において「債務者」という。）が生み出す生産物を買取る者（以下(4)において「オフテイカー」という。）の債務者に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の表のとおりとし、その他の場合は、1.0 とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 上記の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について規定する資源エネルギー総合保険B特約（以下 [10] において「B特約」という。）又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成 19 年 6 月 21 日 07 - 制度 - 00026）に規定す</p>	

新									旧									備考
<p>る劣後ローン特約（以下 [10] において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たり次のおりとし、年払い方式とする。</p> <p>注1 ～ 注2 （略）</p> <p><u>① 非常事由に係る基本保険料率は、保険年度ごとに次のとおりとする。</u></p> <p><u>(i) 資金貸付のうち元本のみを対象とする保険契約（以下「非償還型」という。）については下表のとおりとする。</u></p> <p>表（略）</p> <p><u>(ii) 資金貸付のうち元本及び利子を対象とする保険契約については、下表のとおりとする。</u></p> <p>表（略）</p> <p><u>(iii) B特約第二章及び第三章並びに劣後ローン特約第一章及び第二章の各第1条第5号に定めるてん補事由をてん補対象としない保険契約（非償還型に限る。）については、下表のとおりとする。</u></p>									<p>る劣後ローン特約（以下 [10] において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たり次のおりとし、年払い方式とする。</p> <p>注1 ～ 注2 （略）</p> <p><u>① 資金貸付のうち元本のみを対象とする保険契約（以下「非償還型」という。）については下表のとおりとする。</u></p> <p>表（略）</p> <p><u>② 資金貸付のうち元本及び利子を対象とする保険契約については、下表のとおりとする。</u></p> <p>表（略）</p> <p><u>③ B特約第二章及び第三章並びに劣後ローン特約第一章及び第二章の各第1条第5号に定めるてん補事由をてん補対象としない保険契約（非償還型に限る。）については、下表のとおりとする。</u></p>									
国カ テ ゴ リー	A	B	C	D	E	F	G	H	国カ テ ゴ リー	A	B	C	D	E	F	G	H	
基 本 保 険 料 率	0.122 %	0.152 %	0.181 %	0.211 %	0.255 %	0.295 %	0.333 %	0.432 %	基 本 保 険 料 率	0.125 %	0.155 %	0.185 %	0.215 %	0.260 %	0.301 %	0.340 %	0.441 %	
<p><u>② 信用事由に係る基本保険料率は、危険の程度に応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国等及び事業を行った国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損失についててん補する旨の特約（以下本号において「合法的政策変更リスク特約」という。）を付して保険契約を締結する場合は 0.85%を加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係る損</u></p>																		

新								旧	備考																								
<p><u>失のみをてん補する場合は、信用事由に係る基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>案件格</th> <th>案件格</th> <th>案件格</th> <th>案件格</th> <th>案件格</th> <th>案件格</th> <th>案件格</th> <th>案件格</th> </tr> <tr> <th>付1</th> <th>付2</th> <th>付3</th> <th>付4</th> <th>付5</th> <th>付6</th> <th>付7</th> <th>付8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.330%</td> <td>0.440%</td> <td>0.550%</td> <td>0.770%</td> <td>0.990%</td> <td>2.200%</td> <td>5.500%</td> <td>8.800%</td> </tr> </tbody> </table>								案件格	案件格	案件格	案件格	案件格	案件格	案件格	案件格	付1	付2	付3	付4	付5	付6	付7	付8	0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	5.500%	8.800%		
案件格	案件格	案件格	案件格	案件格	案件格	案件格	案件格																										
付1	付2	付3	付4	付5	付6	付7	付8																										
0.330%	0.440%	0.550%	0.770%	0.990%	2.200%	5.500%	8.800%																										
<p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(2)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率(次の(3)が適用される場合にあっては、(3)において計算された率)に、次の(1)、(2)、(4)又は(5)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第4項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)とする。<u>ただし、1といずれか大きい方とする。</u></p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) ~ (ii) (略)</p> <p>(5) 上記1(6)に該当する保険契約において、海外事業資金貸付金債権等若しくは借入金等に係る債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合、別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は別に付した特約においててん補対象に含めた海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者の事業に係る再投資先企業の株式若しくは当該再投資先企業に対する貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合(ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保</p>								<p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(2)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率(次の(3)が適用される場合にあっては、(3)において計算された率)に、次の(1)、(2)、(4)又は(5)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第4項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) ~ (ii) (略)</p> <p>(5) 上記1(6)に該当する保険契約において、海外事業資金貸付金債権等若しくは借入金等に係る債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合(ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業貸付保険の被保険者が当該質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。)の割増係数は1.10とする。</p>																									

貿易保険の保険料率等に関する規程・新旧対照表

新	旧	備考
<p>險若しくは海外事業貸付保険の被保険者が当該質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。)の割増係数は1.10とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	
<p>Ⅲ (略)</p>	<p>Ⅲ (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この改正は、平成28年11月1日から実施するものとする。</u></p> <p><u>2. Ⅱ [10] 1(6) ①(iii)は、平成28年10月31日以前に保険契約を締結した案件については、平成29年4月1日以降に到来する保険年度に係る資金貸付及び保証債務の予定通知及び確定通知について適用する。</u></p>		
<p>別表第1 ～ 別表第6 (略)</p>	<p>別表第1 ～ 別表第6 (略)</p>	